

外部の労働者等からの公益通報等に関する規程

規程第56号

平成30年3月20日

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 通報等の受付・受理等（第6条－第14条）

第3章 調査及び措置（第15条－第17条）

第4章 雑則（第18条－第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（平成17年7月19日関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。）の施行に関し、外部の労働者等からの法に基づく公益通報を適切に取り扱うため、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）において取り組むべき基本的事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 機構に対する外部労働者等からの通報又は相談（公益通報に関する規程（規程第3号）に基づく通報又は相談を除く。）への対応については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において「外部の労働者等」とは、次に掲げる者とする。

- 一 法第2条第3項に定める通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は当該事業者の取引先の労働者
 - 二 前号に規定する事業者の役員、退職者若しくは退任者、当該事業者への労働者派遣が終了した者又は当該事業者の取引先の役員、退職者若しくは退任者
 - 三 前二号に規定する者のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者
- 2 この規程において「通報」とは、次に掲げる通報その他の事業者の法令遵守の確保及び適切な法執行に資する通報をいう。
- 一 法第2条第1項に規定する通報であって、前項第1号に規定する者によってなされるもの（以下「公益通報」という。）
 - 二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であって、法第3条第2号に掲げる場合（以下「真実相当性を有する場合」という。）に該当し、かつ、前項第2号に規定する者によってなされるもの
 - 三 通報対象事実以外の法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であって、真実相当性を有する場合に該当し、かつ、前項各号に規定する者によってなされるもの
- 3 この規程において「相談」とは、外部の労働者等が通報に先立ち機構から必要な助言を受けることをいう。
- 4 この規程において「受付」とは、外部の労働者等からの通報及び相談を受けることをいい、次項に規定する受理を除く。
- 5 この規程において「受理」とは、外部の労働者等からの通報を、法第3条第2号に定める公益通報又はそれに準ずる通報として受け付けることをいう。
- 6 この規程において「主管課」とは、組織規程（規程第2号）の規定により本部に置かれる課、並びに地方事務所及び支所において第9条、第15条、第18条及び第22条の事務を分掌するものとして理事長が定めるものであって、法第2条第3項に定める通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に係る事務を所掌するものをいう。

(通報への適切な対応の確保に関する事務)

第4条 機構に、総括通報事務管理者を置くこととし、理事をもって充てる。

- 2 総括通報事務管理者たる総務担当理事は、通報への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、その他の通報対応の仕組の整備に関する事務を総括するものとする。
- 3 総括通報事務管理者たる監理団体担当理事及び技能実習担当理事は、調査の進捗等の管理、その他の通報対応の運用に関する事務を総括するものとする。
- 4 総括通報事務管理者は、前2項に規定する事務を主任通報事務管理者に行わせることができるものとし、それぞれ総務部長、監理団体部長及び技能実習部長をもって充てる。

第5条 主管課の長は、通報に関する調査の進捗の管理、当該課の職員が教育研修に参加する機会の確保その他の通報への適切な対応を確保するものとする。

- 2 主管課の長は、当該課の職員の中から、通報事務担当者を指名する。
- 3 通報事務担当者は、主管課の長を補佐し、当該課における通報に関する事務を担当する。

第2章 通報等の受付・受理等

(受付の範囲)

第6条 機構は、外部の労働者等からの通報及び相談を受け付けるものとする。ただし、当該通報対象事実又はその他の法令違反の事実について国、及び地方公共団体並びにその他の行政機関（以下「他の行政機関」という。）が処分又は勧告等をする権限を有するときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合には、機構は、遅滞なく、権限を有する他の行政機関を教示するものとする。ただし、通報者が教示を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への教示が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合を除く。
- 3 機構は、通報があったときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応し、正当な理由なく、通報の受付又は受理を拒んではならない。

(通報相談窓口の設置)

第7条 総務部企画・広報課に、外部の労働者等からの通報及び相談を受け付ける窓口（以下「通報相談窓口」という。）を置く。

2 前項の規定は、主管課が通報相談窓口を経由しないでなされた通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）からの通報及び相談を受け付けることを妨げるものではない。

（通報相談窓口の事務）

第8条 通報相談窓口は、通報を受け付けたときは、適切な主管課に通報又は相談を取り次ぐ。

（主管課の事務）

第9条 主管課は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）並びに通報の内容となる事実等を把握するとともに、次に掲げる事項を通報者に対して説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

一 通報に関する秘密は保持されること。

二 個人情報保護は保護されること。

三 通報受付後の手続の流れ。

四 法に基づく公益通報の要件を満たさない場合は、通報を受理したとしても、法による保護の対象とはならないこと。

2 主管課は、書面、電子メールその他通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされたときは、速やかに通報者に対して当該通報を受領した旨を通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第10条 主管課は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

第11条 主管課は、通報者等から通報又は相談の内容となる事実の詳細その他の必要な情報を聴取するものとする。

第12条 主管課は、通報者から通報を受け付けた後は、法及びガイドラインの趣旨並びに所管法令及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準じて取り扱うべきもの（以下「公益通報等」という。）として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性が、通報内容を裏付ける内部資料や関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性や迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。通報が真実相当性を有する場合に該当しているかが直ちに明らかでない場合において、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性があるると認められるときも、また、同様とする。

3 主管課は、通報者からの通報を公益通報等として受理したときは、必要な調査を行うものとし、通報の受理から処理の終了までに必要と見込まれる標準的な期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 前項本文に規定する期間は3か月以内とする。ただし、当該公益通報等の処理を3か月以内に終わることが困難であると見込まれるときは、当該処理を行うために必要と見込まれる期間とするものとする。

第13条 通報を公益通報等として受理した主管課は、通報対象事実等整理票（別記様式）に所要の事項を記録しなければならない。

第14条 通報を公益通報等として受理した後において、主管課ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該主管課は、当該

権限を有する当該他の行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示しなければならない。ただし、通報者が教示を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への教示が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、当該教示を行う主管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。ただし、通報者が提供を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への提供が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第3章 調査及び措置

(調査の実施)

第15条 通報を公益通報等として受理した主管課は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が被通報者又はその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

- 2 主管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が通知を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第16条 主管課は、調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他の適当な措置をとるものとする。

- 2 主管課は、前項の措置の内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(協力義務等)

第17条 機構は、通報対象事実又はその他の法令違反の事実に関し、他の行政機関が処

分又は勧告等をする権限を有する場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力する。

2 機構は、他の行政機関その他の機関から、通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

第4章 雑則

(匿名による通報)

第18条 機構は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(通報及び相談の関連文書の管理)

第19条 通報及び相談への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理規程（規程第3号）及び保有個人情報管理規程（規程第27号）に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第20条 通報又は相談への対応に関与した職員（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報又は相談への対応に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報又は相談の対応に関与する職員は、秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報又は相談対応の各段階において、以下に掲げる事項を遵守するものとする。

一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと。

ただし、通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。

三 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

四 前号に規定する同意を取得する場合には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。

五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

(利益相反関係の排除)

第21条 機構の職員は、自らが関係する通報への対応に関与してはならない。

2 主管課は、通報対応の各段階において、通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

(通報者の保護)

第22条 機構は、第20条第1項及び第2項の規定に正当な理由なく違反した職員に対しては、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

2 機構は、通報対応終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(通報への適切な対応の推進に関する事務)

第23条 総括通報事務管理者たる総務担当理事は、機構における通報への適切な対応を推進するため、通報への対応に関する規程類を整備するほか、法及びガイドライン並びにこの規程の内容等について、職員に対する定期的な研修等を通じて十分に周知するものとする。

(事業者の法令遵守の確保)

第24条 機構は、所管する業務に係る事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他の適切な方法により、法及び公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）の内容並びに機構における外部通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努めるものとする。

2 機構は、契約の相手方における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合には、当該相手方に対して、民間事業者向けガイドラインに基づく取組の実施を求めることなどに努めるものとする。

（通報対応の評価及び改善）

第25条 機構は、通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報対応の仕組みの運用状況に関する情報を、定期的に公表するものとする。

2 機構は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年3月20日から施行する。